



(平成29年11月8日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【確定給付企業年金】 確定給付企業年金制度関連の省令等の公布

平成29年11月8日、確定給付企業年金制度関連の省令等が公布されました。

I 概要

今回公布された省令等は、平成29年6月30日に開催された第19回社会保障審議会企業年金部会にて議題とされた「確定給付企業年金のガバナンス」に関する制度変更です。厚生労働省ホームページに、本改正に関する資料等が公開されておりますので、あわせてご案内いたします。

なお、本件に伴い全DB制度において規約変更が必要となる見込みです。手続について判明次第別途ご連絡いたします。

<厚生労働省HP>

確定給付企業年金制度の主な改正（平成30年4月1日施行）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000182480.html>

<省令・通知等>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183520.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について（平成29年11月8日年発1108第1号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183839.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（平成29年11月8日年発1108第1号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183680.pdf>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第121号）の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について（平成29年11月8日付け事務連絡）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183681.pdf>

<パブリックコメント結果の公示>

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170174&Mode=2>

「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495170175&Mode=2>

II 施行期日

改正項目により、期日が異なります。

- ・「運用の基本方針及び政策的資産構成割合の策定義務化」、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインの見直し」
⇒ 平成30年4月1日から適用
- ・「総合型DB基金の代議員のあり方の見直し」
⇒ 平成30年10月1日以降の基金の設立時の選定又は代議員の任期満了時の選定から改正後の基準を適用

III 概要

各項目の概要以下のとおりです。（厚生労働省HP資料より）

(1) 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

- 一定の予定運用利回りを確保する必要があるDB制度においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の策定なしに安定的な運営は困難であることから、原則全てのDBにおいて「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を義務付けることとします。
- ※1 受託保証型DB（運用の方法が生命保険一般勘定に限定され、将来にわたり、年金資産が給付のために積み立てておくべき額を下回らず、積立不足が生じない設計となっているDB）は除きます。
- そのため、これまで「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」を策定していなかったDBについては、平成30年4月1日までに新たに策定する必要があります。
- ※2 「運用の基本方針」の策定は、これまで小規模DBにおいて努力義務であったため、作成していない小規模DBにおいては新たに策定する必要があります。
- ※3 「政策的資産構成割合」の策定は、全てのDBにおいて努力義務であったため、作成していないDBにおいては新たに策定する必要があります。
- ※4 「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定を努力義務として規約に規定しているDBにおいて、今回の改正に伴いこれらの策定を義務とする内容の規約の変更を行う場合には、規約変更の承認の申請及び届出は不要です。

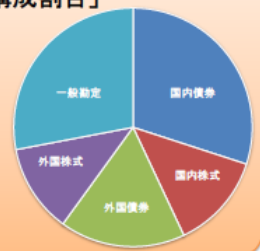
「運用の基本方針」

DBの資産運用に係る以下の基本的な方針を規定。

- ・ 積立金の運用の目標に関する事項
- ・ 運用資産の構成に関する事項
- ・ 運用受託機関の選任に関する事項
- ・ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項
- ・ 運用受託機関の評価に関する事項
- ・ 運用業務に関し遵守すべき事項 等

「政策的資産構成割合」

各DBの積立金の運用の目標を達成するために、各DBにおいて長期にわたり維持すべき資産の構成割合。
基本ポートフォリオ等とも呼ばれます。



< (参考) 厚生労働省HP >

「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183422.pdf>

「運用の基本方針」及び「政策的資産構成割合」の策定義務化 【詳細資料】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183419.pdf>

(2) 「総合型DB基金の代議員のあり方」の見直し

○ 総合型DB基金（2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施するDB基金で実施事業所間の人的関係が緊密でないもの）では、事業主が基金の実施主体であるという意識が低くなりやすく、実施事業所の事業主としての責務を果たさないなどの問題につながる懸念があることから、事業主に対し基金の運営方針決定への関与を促し、事業主の基金運営への参加意識を高めるため、総合型DB基金の代議員の選任のあり方について、以下のとおり見直しを行います。

① 選定代議員（事業主が選定する代議員）の数を事業主の数の10分の1（事業主の数が500を超える場合は50）以上とする。

② 選定の方法は全ての事業主が選定行為に携わる方法によるものとする。

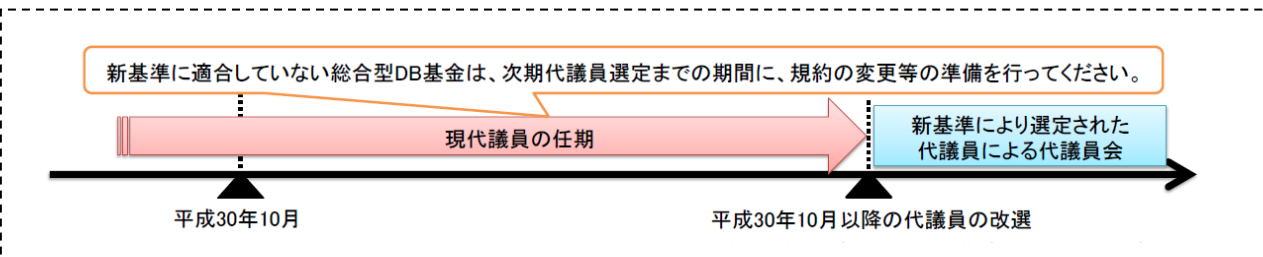
※1 ただし、母体組織等が代議員会に代わる役割を担っていると判断できる場合はこれらの規制は適用しません。

※2 上記の見直しと併せて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととします。

○ そのため、選定代議員数が上記に満たない総合型DB基金においては、代議員数を見直す必要があります。

※3 平成30年10月1日以降の基金の設立時又は代議員の任期満了時の選定から適用することとしています。

※4 今回の改正に伴って規約に定める代議員数の変更を行う場合には、規約変更の届出が必要です。



< (参考) 厚生労働省HP >

「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183426.pdf>

「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し 【詳細資料】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183427.pdf>

(3) 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

- 確定給付企業年金において、より安定的な運用を行うため、資産運用管理体制の強化等を図る観点から、平成30年4月1日から以下のとおり見直します。
 - ① 資産規模100億円以上のDBは資産運用委員会を設置する。
 - ② 分散投資を行わないDBは基本方針への記載及び加入者への周知を行うとともに、運用委託先が特定の運用機関に集中しないための方針を定める。
 - ③ オルタナティブ投資について、運用機関の選任及び商品選択等についての一定の内容に留意する。
 - ④ ガイドラインにおいて、運用受託機関の選任・評価について厚生年金基金に求めている事例や定性・定量評価項目の一つである「内部統制の保証報告書の取得」、「投資パフォーマンス基準（GIPS）への準拠」を例示する。
 - ⑤ 運用コンサルタントが金融商品取引法上の投資助言・代理業者であるとともに、その採用の際に運用受託機関との間で利益相反がないか確認する。
 - ⑥ 運用受託機関の選任・評価状況などを代議員会に報告する（規約型DBは除く。）とともに、資産運用委員会の議事録の保存、議事概要を加入者に周知する。
 - ⑦ スチュワードシップ・コードの受け入れや取組み、ESGに対する考え方を運用受託機関の選任・評価の際の定性評価項目とすることを検討することが望ましい。
 - ⑧ 加入者等への業務概況の周知において、加入者等へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。

<（参考）厚生労働省HP>

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183428.pdf>

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」の見直し 【詳細資料】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000183798.pdf>

(ご参考)

関連するSuMi TRUST年金ニュース

[平成29年6月30日付SuMi TRUST年金ニュース「第19回社会保障審議会企業年金部会の開催について」](#)

[平成29年9月19日付SuMi TRUST年金ニュース「【確定給付企業年金】確定給付企業年金制度関連のブックコメント手続きの開始について」](#)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581